

令和4年度 第1回 和水町地域公共交通会議 次第

日 時：令和4年6月21日（火）午後1時30分

場 所：和水町中央公民館 大会議室

1. 開 会

2. 委 嘱 状 交 付

3. 会 長 挨 拶

4. 議 事

議案第1号 令和4年度和水町地域公共交通会議 役員の選出について

議案第2号 令和3年度事業報告及び歳入歳出決算について

監査報告

議案第3号 令和4年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

議案第4号 生活交通確保維持改善計画認定申請書（案）の提出について

5. そ の 他

6. 閉 会

《補足資料》

地域公共交通会議の概要

1. 地域公共交通会議とは

住民の生活に必要なバスなどの公共交通ネットワークを構築するために、事業者や住民代表、行政が協議する場。

2. 地域公共交通会議の構成員 28名

- (1) 町長又は町長が指名する者
- (2) 住民又は利用者の代表者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (5) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 道路管理者
- (8) 熊本県玉名警察署の関係職員
- (9) 学識経験者その他交通会議の運営上必要と認める者

※道路運送法施行規則第9条の3を根拠に、上記のメンバーで構成。

3. 地域公共交通会議のこれまでの流れ

平成27年2月 地域公共交通会議設立総会

平成27年度 地域公共交通網形成計画（※）策定のための調査の実施

地域公共交通網形成計画の策定（平成28年3月）

※人々が、自立した生活をする上で「移動」は欠かせないものですが、自動車の普及や人口減少、少子高齢化など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。一方で、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が更に公共交通利用者を減少させるといった状況が見られ、このままでは地域公共交通が成り立たなくなる可能性もあることから、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築するための計画。

平成28年度 おでかけ交通導入の検討

平成29年度 「あいのりくん」の運行開始（平成29年10月）

平成30年度 「あいのりくん」の運行内容改善（平成30年10月）

※運行時間の拡大、指定乗降場所の追加（8か所⇒18か所）

4. フィーダー補助金の推移

	金額	備考
H30 年度	177,000	H29. 10. 1～H30. 9. 30 運行分
R1 年度	836,000	H3010. 1～R1. 9. 30 運行分
R2 年度	1,481,000	R2. 10. 1～R3. 9. 30 運行分
R3 年度	1,323,000	R3. 10. 1～R4. 9. 30 運行分

和水町地域公共交通会議設置規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行い、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、熊本県玉名郡和水町江田3886番地（和水町役場内）に置く。

(業務)

第3条 交通会議は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金に関する事項
- (2) 形成計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 町の総合的な交通施策に関する事項
- (6) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 町長又は町長が指名する者
- (2) 住民又は利用者の代表者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (5) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 道路管理者
- (8) 熊本県玉名警察署の関係職員
- (9) 学識経験者その他交通会議の運営上必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日の属する年度の翌年度末とし、再任を妨げない。ただし、委員のうち、行政機関の職員及び団体の代表等である委員の任期については、その職にある期間とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は第4条第1号に規定する者をもって充て、副会長は委員の互選により選任する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員は、自ら会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。

5 交通会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、原則として公開する。ただし、必要があると認められるときは、交通会議の決定によりこれを公開しないことができる。

7 会長は、必要に応じて委員以外の関係者に対して資料を提出させ、又は交通会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の事務を処理するため、和水町役場まちづくり推進課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、会長が委員の中から指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(経費)

第12条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第14条 交通会議の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年2月12日から施行する。

この規約は、平成27年5月19日から施行する。

この規約は、令和3年2月9日から施行する。